

# 市も市議会もより緊張感のある仕事を!

川崎市議会 連載No.112

## 「教育委員会の不祥事について」

秋の市議会で、私の会計調査で発覚した市教育委員会の不正経理については、読売・朝日・東京・神奈川新聞でも取り上げられました。

内容については、前々号でもお伝えした通り、教育委員会の職員が教育委員会OBの在籍している出資法人・川崎市スポーツ協会に委託している随契約事業の中に、目的外で使ったお金を含ませていた不正経理案件です。市と天下り先であるスポーツ協会との癒着関係が招いた不祥事と言えます。



川崎市議会 議員 いわくまちひろ

その後、新たな事実が判明しました。12月7日の文教委員会でも本件について議論しました。新たな事実として、不祥事を行った職員が、係長級から課長級に昇進していたこと。処分が、文書訓告というA4のペーパー一枚で注意されていたこと。領収証の付け替えを受け入れたスポーツ協会側からは、コンプライアンスをはじめ、責任の所在についてなら回答がないことが明らかになりました。

加えて、私の会計調査で見過されていたら、この案件は表面化されなかったという隠ぺいされていた事実です。

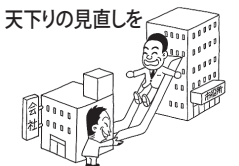
**不正経理を隠へいしてきた職員が、そのまま昇進することなど道義的、社会通念上考えられるでしょうか?** 議会では、懲戒を含む処分の再検討について質疑しました。教育長や教育次長からはセロ

回答でした。教育委員会のトップがこのような組織防衛に走るのでは教育行政は改善しないでしょう。教育長の任命権者は市長です。市長へは、教育委員会の組織改善に全力を尽くすよう求めていきます。

## 「社会福祉事業団の指定管理議案について」

12月の市議会健康福祉委員会では、南部地域療育センターの指定管理者に川崎市社会福祉事業団が再認定されました。同事業団も市健康福祉局長が天下りを繰り返している社会福祉法人です。

**同事業団は、運営している施設で職員が利用者のお金を横領したこと、南部地域療育センターでは、退職職員の印鑑を無断で用いて虚偽の資料を作成した上で市から給**



**付金を不正支給するなど、度重なる不祥事を重ね行政処分を受けていますが、今回、他に応募職務に取り組んで参ります。**

団体がなく再認定されました。市議会では、私が所属するみらい会派が、社会福祉事業団に対してコンプライアンスの遵守や利用者の信頼回復に努める旨の条件付き賛成案(付帯決議案)を調整しましたが、他会派の賛同を得られず結果としてそのまま採択されてしまいました。議会、議員の役割

の二目一番地は、行政への監理監督です。議会が、これまで度重なる不祥事を重ねてきた事業者に対し何の意見も付さぬまま、そのまま事業を委任するということは、危機管理意識や問題意識が薄いと受け止められる懸念もあります。

現市政の下では、天下りによる弊害が続いています。市と天下り先・再就職先との関係性については、厳しく見直す必要があるでしょう。また、市議会も行政へのチェック機能をしっかりと果たさなければ、結果として一番影響を受けるのは市民のみなさんになってしまいます。これからも緊張感をもって職務に取り組んで参ります。

天下りの見直しを